

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二条の五）</p> <p>第二章 一般廃棄物（第三条 第五条の十二）</p> <p>第三章 産業廃棄物（第六条 第七条の八）</p> <p>第四章 廃棄物処理センター（第八条 第十三条）</p> <p>第五章 廃棄物が地下にある土地の形質の変更（第十三条の二）</p> <p>第六章 雑則（第十四条 第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（産業廃棄物）</p> <p>第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>イ 燃え殻（事業活動に伴って生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号、<u>第三条第三号</u>並びに別表第一を除き、以下同じ。）</p> <p>ロ～ト （略）</p> <p>十三 （略）</p> <p>（特別管理産業廃棄物）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第二条の五）</p> <p>第二章 一般廃棄物（第三条 第五条の十）</p> <p>第三章 産業廃棄物（第六条 第七条の六）</p> <p>第四章 廃棄物処理センター（第八条 第十三条）</p> <p>第五章 廃棄物が地下にある土地の形質の変更（第十三条の二）</p> <p>第六章 雑則（第十四条 第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（産業廃棄物）</p> <p>第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 （略）</p> <p>イ 燃え殻（事業活動に伴って生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号、<u>第三条第三号</u>又並びに別表第一を除き、以下同じ。）</p> <p>ロ～ト （略）</p> <p>十三 （略）</p> <p>（特別管理産業廃棄物）</p>

第二条の四 法第二条第五項（ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一～四（略）

五 特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。）

イ～ホ（略）

へ 廃石綿等（廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）に係るもの（輸入されたものを除く。））、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたもの（輸入されたものを除く。）及び輸入されたもの（事業活動に伴つて生じたものに限る。）であつて、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）

ト～ン（略）

六～十一（略）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、次によること。

イ～二（略）

ホ 石綿が含まれている一般廃棄物であつて環境省令で定める

第二条の四 法第二条第五項（ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一～四（略）

五 特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。）

イ～ホ（略）

へ 廃石綿等（廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物に用いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）に係るもの（輸入されたものを除く。））、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたもの（輸入されたものを除く。）及び輸入されたもの（事業活動に伴つて生じたものに限る。）であつて、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）

ト～ン（略）

六～十一（略）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、次によること。

イ～二（略）

もの（以下「石綿含有一般廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有一般廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。

へ（略）

ト 石綿含有一般廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

チ・リ（略）

又 石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、トの規定の例によること。

ル（略）

二 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、前号イ及び口の規定の例によるほか、次によること。

イ・ロ（略）

ハ 一般廃棄物の保管を行う場合には、前号リの規定の例によること。

ニ（略）

ト 石綿含有一般廃棄物の処分又は再生を行う場合には、次によること。

(1) 石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、前号トの規定の例によること。

(2) 石綿含有一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。ただし、収集又は運搬のため必要

ホ（略）

へ・ト（略）

チ（略）

二 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）又は再生に当たっては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ・ロ（略）

ハ 一般廃棄物の保管を行う場合には、前号トの規定の例によること。

ニ（略）

な破砕又は切断であつて環境大臣が定める方法により行うものについては、この限りでない。

三 一般廃棄物の埋立処分にあたつては、第一号イ(ヲ)に規定する場合にあつては、(1)を除く。()及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ ト (略)

チ 石綿含有一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) 最終処分場(第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場に限る。()のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有一般廃棄物が分散しないように行うこと。

(2) 埋め立てる石綿含有一般廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

リ 石綿含有一般廃棄物を前号トの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事¹。

又 ヲ (略)

四・五 (略)

(特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第四条の二 法第六条の二第三項の規定による特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イ、ロ及びニの規定の例によるほか、次によること。

三 一般廃棄物の埋立処分にあたつては、第一号イ(又)に規定する場合にあつては、(1)を除く。()及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ ト (略)

チ ヲ (略)

四・五 (略)

(特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第四条の二 法第六条の二第三項の規定による特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イ、ロ及びニの規定の例によるほか、次によること。

イ〜ハ (略)

ト 特別管理一般廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号ハ(2)及び(3)の規定の例によるほか、次によること。

(1) (3) (略)

チ (略)

リ 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、ト(2)及び(3)並びに第三条第一号リの規定の例によること。

二 特別管理一般廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)又は再生に当たつては、前号イ(1)並びに第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、前号ト(2)及び(3)並びに第三条第一号リの規定の例によること。

ロ・ハ (略)

三・四 (略)

(認定証)

第五条の十一 環境大臣は、法第九条の十第一項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。

(休廃止等の届出)

第五条の十二 法第九条の十第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は当該認定に係る無害化処理の用に供する施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該施設を再開したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を環境大臣

イ〜ハ (略)

ト 特別管理一般廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号ホ(2)及び(3)の規定の例によるほか、次によること。

(1) (3) (略)

チ (略)

リ 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、ト(2)及び(3)並びに第三条第一号トの規定の例によること。

二 特別管理一般廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)又は再生に当たつては、前号イ(1)並びに第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、前号ト(2)及び(3)並びに第三条第一号トの規定の例によること。

ロ・ハ (略)

三・四 (略)

に届け出なければならない。

2 法第九条の十第一項の認定を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イから二までの規定の例によるほか、次によること。

イ(略)

ロ 石綿が含まれている産業廃棄物であつて環境省令で定めるもの(以下「石綿含有産業廃棄物」という。)の収集又は運搬を行う場合には、第三条第一号ホの規定の例によること。

ハ 産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号への規定の例によること。

ニ 石綿含有産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

ホ 産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号チ及びブの規定の例によるほか、当該保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えな

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イから二までの規定の例によるほか、次によること。

イ(略)

ロ 産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号ホの規定の例によること。

ハ 産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号ヘ及びトの規定の例によるほか、当該保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えな

いようにすること。

へ 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

二 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、次によること。

イ（略）

ロ 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) 第三条第一号リの規定の例によること。

(2)・(3)（略）

ハ（略）

二 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、次によること。

(1) 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。

(2) 石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。ただし、収集又は運搬のため必要な破砕又は切断であつて環境大臣が定める方法により行うものについては、この限りでない。

三 産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ（ル）に規定する場合にあつては、(1)を除く。）及びロ並びに第三号二及びホの規定の例によるほか、次によること。

イ（略）

リ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破砕し、

いようにすること。

二 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、次によること。

イ（略）

ロ 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) 第三条第一号トの規定の例によること。

(2)・(3)（略）

ハ（略）

三 産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ（ル）に規定する場合にあつては、(1)を除く。）及びロ並びに第三号二及びホの規定の例によるほか、次によること。

イ（略）

リ 廃プラスチック類の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破砕し、切断し、若しくは溶融設備を用い

切断し、若しくは溶融設備を用いて溶融加工し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

又 (略)

ル ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、八からホまで及びヨによるほか、第三条第三号ヲ(同号イからホまでに係る部分を除く。)の規定の例によること。

ヲカ (略)

ヨ 石綿含有産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) 最終処分場(第七条第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場に限る。)のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行うこと。

(2) 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

タラ (略)

ム 廃石綿等を第六条の五第一項第二号トの規定により処分し、若しくは再生したことにより生じた廃棄物又は石綿含有産業廃棄物を前号ニの規定により処分し、若しくは再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする。

ウ 八からムまでに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物であるものについては、適用しないこと。

2
四・五 (略)

て溶融加工し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

又 (略)

ル ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、八からホまで及びヨによるほか、第三条第三号又(同号イからホまでに係る部分を除く。)の規定の例によること。

ヲカ (略)

ヨナ (略)

リ 廃石綿等を第六条の五第一項第二号トの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする。

ム 八からリまでに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物であるものについては、適用しないこと。

2
四・五 (略)

(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)

第六条の二 (略)

一 (略)

二 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができることとし、かつ、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

三〇五 (略)

(特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条の五 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号へ(2)及び(3)並びに第四条の二第一号ト(1)から(3)までの規定の例によること。

ハ (略)

ニ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号ト並びに第四条の二第一号ト(2)及び(3)の規定の例によるほか、当該保管する特別管理産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

二 (略)

イ〜ト (略)

(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)

第六条の二 (略)

一 (略)

二 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、法第十五条の四の四第一項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができることとし、かつ、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

三〇五 (略)

(特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条の五 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号ホ(2)及び(3)並びに第四条の二第一号ト(1)から(3)までの規定の例によること。

ハ (略)

ニ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号ト並びに第四条の二第一号ト(2)及び(3)の規定の例によるほか、当該保管する特別管理産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

二 (略)

イ〜ト (略)

チ (略)

(1) 第三条第一号リ並びに第四条の二第一号ト(2)及び(3)の規定の例によること。

(2)・(3) (略)

三 (略)

イヰワ (略)

カ ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、イから八まで、夕及びソによるほか、第六条第一項第三号ル(同号八からホまで及び夕に係る部分を除く。)の規定の例によること。

ヨネ (略)

四 (略)

2 (略)

(産業廃棄物処理施設)

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一 一十一 (略)

十一の二 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設

十二 十四 (略)

(縦覧等を要する産業廃棄物処理施設)

第七条の二 法第十五条第四項の政令で定める産業廃棄物処理施設は、前条第三号、第五号、第八号及び第十一号の二から第十四号までに掲げるものとする。

チ (略)

(1) 第三条第一号ト並びに第四条の二第一号ト(2)及び(3)の規定の例によること。

(2)・(3) (略)

三 (略)

イヰワ (略)

カ ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、イから八まで、夕及びソによるほか、第六条第一項第三号ル(同号八からホまで及びヨに係る部分を除く。)の規定の例によること。

ヨネ (略)

四 (略)

2 (略)

(産業廃棄物処理施設)

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一 一十一 (略)

十二 十四 (略)

(縦覧等を要する産業廃棄物処理施設)

第七条の二 法第十五条第四項の政令で定める産業廃棄物処理施設は、前条第三号、第五号、第八号及び第十二号から第十四号までに掲げるものとする。

(産業廃棄物の無害化処理の認定に関する読替え)

第七条の六 法第十五条の四の四第三項の規定により法第九条の十第八項の規定を準用する場合には、同項中「前各項」とあるのは、「第十五条の四の四第一項及び第二項並びに同条第三項において読み替えて準用する第八条の四、第三項から第六項まで並びに第十五条第三項本文及び第四項から第六項まで」と読み替えるものとする。

(無害化処理に係る認定証等)

第七条の七 第五条の十一及び第五条の十二の規定は、法第十五条の四の四第一項の認定について準用する。この場合において、第五条の十二第二項中「同条第二項第一号」とあるのは、「法第十五条の四の四第二項第一号」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物の輸出の確認に関する読替え)

第七条の八 法第十五条の四の七第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)

(産業廃棄物の輸出の確認に関する読替え)

第七条の六 法第十五条の四の六第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)

改正案	現行
<p>（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準）</p> <p>第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第三号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 廃棄物処理令第三条第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）を排出する場合には、廃棄物処理令第三条第二号ト(2)本文の規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を同条第三号リに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、同号チの規定の例により排出する場合は、この限りでない。</p> <p>九 廃棄物処理令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。）を排出する場合には、廃棄物処理令第六条第一項第二号ニ(2)本文の規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を同項第三号ムに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、同号ヨの規定の例により排出する場合は、この限りでない。</p> <p>十（略）</p>	<p>（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準）</p> <p>第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第三号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八（略）</p>

十一 廃棄物処理令第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(5)若しくは同号ソ若しくは第六条の五第一項第三号イ(5)若しくは同号ツに規定する汚泥若しくはこれらの汚泥を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十二 (略)

十三 廃棄物処理令第一条第二号若しくは第三号又は廃棄物処理令第二条の四第六号若しくは第九号に掲げる廃棄物を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条の二第二号ロの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号又の規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十四 感染性一般廃棄物(廃棄物処理令第一条第八号に規定する感染性一般廃棄物をいう。)又は感染性産業廃棄物(廃棄物処理令第二条の四第四号に規定する感染性産業廃棄物をいう。以下同じ。)(廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものに限る。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条の二第二号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号ルに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十五 感染性産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものを除く。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の五第一項第二号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ツに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十六 廃石綿等(廃棄物処理令第二条の四第五号へに規定する廃

九 廃棄物処理令第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(5)若しくは同号レ若しくは第六条の五第一項第三号イ(5)若しくは同号ツに規定する汚泥若しくはこれらの汚泥を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十 (略)

十一 廃棄物処理令第一条第二号若しくは第三号又は廃棄物処理令第二条の四第六号若しくは第九号に掲げる廃棄物を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条の二第二号ロの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号チに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十二 感染性一般廃棄物(廃棄物処理令第一条第八号に規定する感染性一般廃棄物をいう。)又は感染性産業廃棄物(廃棄物処理令第二条の四第四号に規定する感染性産業廃棄物をいう。以下同じ。)(廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものに限る。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条の二第二号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号リに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十三 感染性産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものを除く。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の五第一項第二号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ソに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十四 廃石綿等(廃棄物処理令第一条の四第五号へに規定する廃

三 (略)	二 (略)	一 (略)	排出方法に関する基準	<p>イ (略)</p> <p>□ 当該廃棄物が第一項第十一号に規定する廃棄物である場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。</p>	<p>十七・十八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 廃棄物処理令第六条第一項第三号タ及び第六条の五第一項第三号タに規定する廃棄物</p> <p>四・五</p> <p>3 (略)</p>	
						石綿等をいう。()を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の五第一項第二号トの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ムに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ルの規定の例により排出する場合は、この限りでない。

三 (略)	二 (略)	一 (略)	排出方法に関する基準	<p>イ (略)</p> <p>□ 当該廃棄物が第一項第九号に規定する廃棄物である場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。</p>	<p>十五・十六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 廃棄物処理令第六条第一項第三号ヨ及び第六条の五第一項第三号タに規定する廃棄物</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 (略)</p>	
						石綿等をいう。()を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の五第一項第二号トの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ラに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、廃棄物処理令第六条の五第一項第二号トの規定による処理を行わないで排出する場合には、同項第三号ルの規定の例により排出すること。

4·5 (略)	四 (略)
4·5 (略)	四 (略)

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特例） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 別表第二の三五の二の項（二）に掲げる貨物であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十条第二項（同法第十五条の四の七第一項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとするとき。</p> <p>四（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（特例） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 別表第二の三五の二の項（二）に掲げる貨物であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十条第二項（同法第十五条の四の六第一項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとするとき。</p> <p>四（略）</p> <p>3・4（略）</p>